

横断歩道付近等における交通ルール(道路交通法第38条等)

横断歩道や自転車横断帯に近づいたときは、横断する人や自転車がいないことが明らかでない場合は、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。

また、歩行者や自転車が横断している時や横断しようとしている時は、横断歩道や自転車横断帯の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲らなければなりません。

横断歩道や自転車横断帯の手前で止まっている車があるときは、そのそばをって前方に出る前に一時停止をしなければなりません。

横断歩道や自転車横断帯とその手前から30メートル以内の場所では、ほかの車を追い越したり、追い抜いたりしてはいけません。

横断歩道のない交差点やその近くを歩行者が横断しているときは、その通行を妨げてはいけません。

横断歩道、自転車横断帯とその端から前後に5メートル以内の場所では、駐車も停車もしてはいけません。

ただし、赤信号や危険防止のために一時停止する場合は別です。



要注意